橿原美容専門学校学則

昼間課程・通信課程

第1章 総則

(設置目的)

第1条

本校は、学校教育法および美容師法等の定めるところにより、美容の技能を養成することを目的とする。

(名 称)

第2条

本校は橿原美容専門学校という。

(位 置)

第3条

本校の位置を奈良県橿原市曽我町915の1番地に置く。

第2章 課程の組織及び収容定員

(養成課程)

第4条

本校の課程及び収容定員は次のとおりとする。

昼間課程 美容科 80名 (4学級)(総定員160名)

高等課程 40名

専門課程 40名

2. 本校の別科は次のとおりとする。

通信課程 美容科 120名 (9学級)(総定員360名)

3. 各学級の収容定員は1学級40名とする。

第3章 修業年限 在籍年限 学期及び休業

(修業年限)

第5条

本校の修業年限は次のとおりとする。

昼間課程 美容科 2年

通信課程 美容科 3年

(在籍年限)

第6条

本校の在籍年限は次のとおりとする。

昼間課程 美容科 2年以上4年以下とする。

通信課程 美容科 3年以上6年以下とする。

(学年・学期)

第7条 学年を次のとおりとする。

昼間課程

学年は4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

通信課程

学年は、春期生と秋期生に分け、次のとおりとする。

春期生 4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

※春期生が第4条2項に定める条件に満ちた場合、秋期生の学年は行わない。

秋期生 10月1日に始まり翌年9月30日に終わる。

2. 学期を次の3期に分ける。

昼間課程

第1学期 4月1日から 8月31日まで

第2学期 9月1日から12月31日まで

第3学期 1月1日から 3月31日まで

通信課程

春期生

第1学期 4月1日から 9月30日まで

第2学期 10月1日から12月31日まで

第3学期 1月1日から 3月31日まで

※春期生が第4条2項に定める条件に満ちた場合、秋期生の学期は行わない。

秋期生

第1学期 10月1日から12月31日まで

第2学期 1月1日から 3月31日まで

第3学期 4月1日から 9月30日まで

(休業日)

第8条

休業日は次のとおりとする。

- (1) 土曜日・日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律に規定する日
- (3) 学校創立記念日10月23日
- (4) 夏期休業8月1日から8月31日まで
- (5) 冬期休業12月下旬から1月上旬まで
- (6) 春期休業3月下旬から4月上旬まで
- 2. 必要がある場合は、校長は、前項の休業日を臨時的に変更することができる。
- 3. 第1項に定めるものの他、校長は臨時の休業日を定めることができる。
- 4. 教育上必要があり、かつやむを得ない事情があるときは、第1項にかかわらず休業日に授業を行うことができる。

第4章 教育課程・学習評価・卒業認定等

(教育課程及び授業時数)

第9条

本校の教科課目及び授業時間数は次のとおりとする。

(昼間課程)

課目		単 位 数	
		1 年次	2年次
	関係法規・制度	1 単位	
	衛生管理	1 単位	2 単位
	保健	2 単位	1 単位
	香粧品化学	1 単位	1 単位
必修課目	文化論	1 単位	1 単位
	美容技術理論	3 単位	2単位
	運営管理	1 単位	<u>—</u>
	美容実習	15単位	15単位
小 計		47単位	
	着付	10単位	10単位
	エステティック		
選択必修課目	メイクアップ		
	ネイルベーシック		
	計	6 7	単位

[※] 1授業時間を50分とし、1単位を年間計画に基づき35週行うことを標準とする。

また、高等課程において教科課目の学習を補助するため次のとおり講習を行う。

	課目	単 位 数
補助課目	現代社会	1 単位
	化学	1 単位
	保健	1 単位
合 計		3 単位

(通信課程)

面接授業

課目		単 位 数		
		右記以外の者	美容所常勤従事者	
	関係法規・制度	2 単位	2 単位	
	衛生管理	6 単位	6 単位	
必	保健	5 単位	5 単位	
修	香粧品化学	6 単位	6 単位	
課	文化論	2 単位	2 単位	
目	美容技術理論	5 単位	2 単位	
	運営管理	2 単位	1 単位	
	美容実習	90単位	3 5 単位	
	小 計	118単位	5 9 単位	
	選択必修課目	2 単位	1 単位	
	合 計	120単位	6 0 単位	

^{※ 1}単位の基準を5時間とする。

通信授業

課 目	添削指導の回数
関係法規・制度	3回
衛生管理	4回
保健	3回
香粧品化学	2回
文化論	2回
美容技術理論	8回
運営管理	3回
美容実習	6 回

(単位の修得)

第10条

昼間課程 各学年の教育課程を履修した生徒については所定の単位を修得した ことを認定する。

通信課程 教科課目ごとに、教育課程を履修した生徒については所定の単位を 修得したことを認定する。

(成績評価)

第11条

昼間課程

各学期の成績評価を次の比率により、教科課目ごとに100点満点法を用いて 算出することを原則とする。

考查素点 70~80% 平常素点 30~20%

通信課程

教科課目ごとの成績評価を、100点満点法を用いて次のとおり算出することを原則とする。

面接授業

考查素点 100%

通信授業

社団法人日本理容美容教育センターの通信授業より算出する。

(教育課程の修了及び卒業の認定)

第12条

昼間課程

第9条で定める教育課程及び授業時数を履修し、課目ごとの成績評価において、 総合評価60点以上のものに対し卒業を認定する。

通信課程

第9条で定める教育課程及び授業時数を履修し、課目ごとの成績評価において、 60点以上のものに対し卒業を認定する。

(授業日数及び出席日数)

第13条

昼間課程

各学年の授業日数は年間35週行うことを標準とし、第9条で定める教育課程 及び授業時数を履修するものとする。

通信課程

1単位の基準を5時間とし、第9条で定める教育課程及び授業時数を履修するものとする。

(原級留置)

第14条

各学年の課程を修了したと認められないときは、当該生徒を原級に留めおくことができる。但し、通信課程においては3年次に判断する。

第5章 入学・休学・退学及び罰則

(入学資格)

第15条

本校に入学することができる者は、次の各号に掲げる者とする。

(1) 美容専門課程は学校教育法第90条に規定する者(高等学校卒業者) これらの者と同等以上の学力があると認められる者を含む。

(2) 美容高等課程は学校教育法第57条に規定する者(これらの者と同等以上の学力があると認められる者を含む)であって本校が実施する入学試験に合格した者。

第16条

学校教育法第90条に規定する者に該当しない生徒(講習対象生徒)は、美容師養成施設における中学校卒業者等に対する講習を受けなければならない。

(入学時期)

第17条

本校の入学時期は次のとおりとする。

昼間課程 毎年 4月

通信課程 毎年 4月・10月

※4月生が第4条2項に定める条件に満ちた場合、10月入学は行わない。

(通信課程の地域・運営組織)

第18条

通信課程の地域・運営組織に関して、次のとおり定める。

- (1)地域第9条で定める教科課目の履修に際し、通常的に面接授業が可能な範囲とする。
- (2) 運営組織 通信授業

社団法人日本理容美容教育センターに業務委託を行い、 質疑応答に関する相談窓口を本校に設置する。

面接授業

本校にて実施する。

(3) 委 託 先 通信課程通信授業について次のところへ業務委託を行う。

名 称 社団法人日本理容美容教育センター

住 所 〒151-8505

東京都渋谷区代々木3丁目46番18号

連絡先 03-3370-3311

(転入学)

第19条

転入学することができる者は、第15条に規定する資格を有し、修業期間内に美容 師養成施設指定規則第3条第1項第1号(ハ)に定める教科課目等が履修できるよ うすでに履修した課目及びその単位数等を十分検討した上で、転入学を許可する。

(休 学)

第20条

生徒が疾病その他、やむを得ない事由によってその学期間の3分の1以上休学する場合は診断書及び、その事由を記し、校長の許可を得なければならない。

第21条

前条の規定により休学中の生徒が復学しようとする時は、所定の書類にその事由 を明らかにし、校長の許可を得なければならない。

(退 学)

第22条

生徒が退学しようとするときは、所定の書類にその事由を明らかにし、校長の許可 を得なければならない。

(表 彰)

第23条

校長は他の生徒の模範と認められる生徒を表彰することができる。

(訓戒・停学・退学)

第24条

次の各号の一つに該当する者には、訓戒、停学、退学を命ずることがある。

- (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
- (2) 学力劣等で卒業の見込みがないと認められる者
- (3) 正当な理由がなくて出席が常でない者
- (4) 学校の秩序を乱し、その他、生徒としての本分に反した者
- (5) 授業料の未納が1学期に及ぶ者

第6章 諸届・授業料等

(自宅外通学の届出)

第25条

保護者は、生徒を自宅外から通学させようとするときは、速やかに届け出なければならない。

(保証人が欠けたときの誓約書の提出等)

第26条

保護者は、保証人が欠けたときには、速やかにこれに代わる者を定め、誓約書を改めて提出しなければならない。

(改姓又は死亡)

第27条

保護者は、生徒が改姓または死亡したときは、直ちに届け出なければならない。

(伝染病発生時の処置)

第28条

保護者は、生徒又はその同居者が学校保健法施行規則(昭和33年文部省令第18号)第19条に規定する伝染病にかかり又はかかるおそれがあるときは、直ちに校長に届け出なければならない。

2. 校長は、前項の規定による届け出があったときは、当該生徒に対し、出席停止を命ずることができる。

(欠席・欠課・遅刻又は早退の届出)

第29条

生徒が欠席・欠課・遅刻又は早退しようとするときは、直ちに、校長に届け出なければならない。

2. 負傷又は疫病により7日間以上の期間にわたって欠席しようとするときは、前項の届け出に医師の診断書を添付しなければならない。

(忌引の届出)

第30条

忌引しようとするときは、速やかに届け出なければならない。

- 2. 忌引の日数は次のとおりとする。ただし、葬儀のため遠隔の地に赴く必要のある場合には、実際に要した往復日数を加算することができる。
 - (1) 父母 7日
 - (2) 祖父母・兄弟姉妹 3日
 - (3) 伯叔父母 1日

(諸証明書)

第31条

次の各号にあげる証明書の交付を受けようとする者は、手数料を添えて願い出なければならない。また、手数料を1通につき300円とする。

- (1) 卒業証明書(卒業見込証明書を含む。)
- (2) 成績証明書(単位取得証明書を含む。)
- (3) 在学証明書(在学した期間の証明を含む。)
- (4) 進学に関する証明 (調書を含む。)

(授業料等)

第32条

授業料等は各学期の始まるまでに完納しなければならない。

昼間課程

(1)	入学金	100,	000円 / 入学時
(2)	授業料	150,	000円 / 学期
(3)	実習費	100,	000円 / 学期
(4)	施設費	100,	000円 / 年間
(5)	校友会費	12,	000円 / 入学時
(6)	傷害保険料	2,	100円 / 2年間
(7)	添削授業料	30,	000円 / 2年間(高等課程のみ)
(8)	教材費	167,	620円 / 入学時

※ 教材費については、物価変動等により学生購入実費を基準とする。

通信課程

(1) 入学金 60, (000円	/ 入学時
---------------	------	-------

(2) 授業料 20,000円/月

(3) 施設費 50,000円 / 3年間

(5) 校友会費 12,000円/入学時

(6) 傷害保険料 2,340円/3年間

(7) 添削授業料 10,000円 / 3年間(高等課程のみ)

(8) 課題集・通信事務費 10,000円 / 3年間

(9) 特別授業料 18,900円 / 3年間

(10) 教材費 学生購入実費を基準とする。

(生徒証の交付)

第33条

生徒証は、本校の生徒となったときに交付する。

第7章 組織・細則

(教職員組織)

第34条

次のとおり教職員をおく。

学校長1名副校長1名教頭1名常勤教員8名非常勤教員8名

※ 副校長と教頭の職務は兼務することができる。

(細 則)

第35条

本学則に基づき、学校運営の円滑化を図るため、学校長が別に定める。

附 則

1 本学則は、平成29年4月1日より実施する。

- 1 本学則は、平成30年4月1日より実施する。
- 2. 平成29年度以前に入学した学生については、なお従前の学則による。